

令和４年第８回・西海市農業委員会総会議事録

- １．開催日時 令和４年８月２５日（木）
午後１時３０分から午後２時３０分
- ２．開催場所 西海公民館 ２階講堂
- ３．委員定数 条例定数１９人 現委員１８人
- ４．出席委員 （１６人）

会 長	１ 番	岩 崎	信 一 郎						
会長代理	２ 番	松 本	千 代 治						
委 員	３ 番	山 口	隆	５ 番	松 崎	常 俊	６ 番	津 口	祐 二
	７ 番	岸 本	六 郎	８ 番	白 石	幸 憲	９ 番	福 田	務
	１０番	葉 山	諭	１１番	（欠 員）		１２番	浦 口	大 輔
	１３番	辻 尾	政 幸	１４番	朝 長	久 夫	１６番	水 嶋	政 明
	１７番	葉 山	静 子	１８番	知 念	近 海	１９番	田 中	初 治
- ５．欠席委員（２人）
４ 番 谷 脇 文 弘、１５ 番 宮 崎 壽 治
- ６．議事日程
 - 第１ 議事録署名委員の指名
 - 第２ 議案第３８号 農地法第５条の規定による許可申請について
議案第３９号 農地利用集積計画の決定について
議案第４０号 農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する意見について
議案第４１号 非農地通知の対象とすることの決定について
- ７．事務局 事務局長：浦野 幸征 局長補佐：桑原 智徳 主査：谷内 美佳
主事：松尾 唯
- ８．会議の概要

事務局 只今から令和４年西海市農業委員会第８回総会を開会いたします。
出席委員は在任委員１８名中１６名で、定足数に達しておりますので総会
は成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則第６条の規定により、議長は
会長が務めることとなっておりますので、議事の進行は会長をお願い
いたします。

議 長 これより議事に入ります。まず日程第１の議事録署名委員の指名を

行います。西海市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 今回の議事録署名委員は、6 番：津口委員、7 番：岸本委員にお願いいたします。

議 長 それでは、審議に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから氏名を告げて発言をお願いします。

まず、議案第 38 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 1 番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 説明に入ります前に、本件 5 条申請に係る追加資料として、両面コピーしたものを配布しています。すみませんが、あわせてご覧ください。第 38 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について説明いたします。資料は 2 頁となります。物件の所在は、西海町横瀬郷字池ノ原の畑・1 筆 570 m²の申請となっています。譲り受け人・譲り渡し人については、議案書記載のとおりで、譲り受け人は、西海町川内郷にお住いの方です。使用目的は「一般個人住宅の建築」です。事由は「譲り受け人は現在西海町内集合住宅にお住まいで、今回申請地に住宅を新築したい。」とのことです。権利内容は「所有権移転 売買」です。6 頁をご覧ください。黄色で塗られたところが、今回の申請地ですが、それに隣接する宅地をあわせて一体的に使用するものです。この宅地の所有者は、譲り受け人の親戚で、地積は 88.69 m²です。今回、この宅地も取得予定で、申請地と併せて、2 筆の合計で 658.69 m²になります。9 頁をご覧ください。土地の利用計画ですが、先ほど説明した宅地部分を駐車場とし、夫婦及び来客用として 3 台分の駐車スペースを確保したいとのことで、その南側に住宅を新築します。建築面積は 92.47 m²です。申請地は、緩やかな斜面で、盛土の造成により敷地を整備するため、南側及び北西側に約 115 m²の法面が生じる計画で、新築住宅の左側・西側は、ガーデニング・植栽スペースとして 82 m²程確保したいとのことです。合計面積が 500 m²以上となりますが、先ほど説明した通り、法面の部分もあり、また土地も不整形であり、農地を残しても、残地部分は面積過少となり、現所有者も現在は休耕中で今後の耕作の意思もない為、今回の申請となりました。

添付資料は、1 頁から 9 頁までで、1 頁に位置図、3 頁に付近近況図、4・5 頁に現況写真、6 頁に字図、7 頁に航空写真を添付しています。8 頁に被害防除計画書、9 頁に土地利用計画図を添付していま

す。8 頁に戻り、被害防除計画の内容ですが、盛土をして利用し、法面の保護を行い、擁壁を設ける。雨水は、水路に汚水、生活雑排水は下水道に放流することとしています。9 頁をご覧ください。土地利用計画図ですが、青い線が雨水の流れで、敷地から道を挟んだ図面上 下の方の水路に放流するようにしています。周辺の農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置として、建物の高さを加減する。とし、高さは 6.5m 程で、平屋建てとしています。

申請地は国道に面し、畑や学校敷地、原野や里道・水路に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第 2 種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました 1 番につきまして、13 番委員、補足説明をお願いします。

1 3 番 13 番委員です。先日、申請者と連絡をとり、現地確認をしてきました。現在、譲り受け人は、川内にお住まいで、家を建てたいということで、隣接する宅地の所有者は、申請人の祖父にあたる方だということでした。そこと併せて申請地に家を建てたいということで、現地の状況からしても、問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 ただ今、議案第 38 号の 1 番について説明がありました。
これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 38 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 1 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 39 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 説明いたします。資料は 10 頁です。議案第 39 号農用地利用集積計画の決定について、農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定を市長より求められたので、その可否について提案する、となっています。11・12 頁をご覧ください。11 頁は農用地利用集積計画集計表で、従来分・一括方式分にかかるも

のが集計されています。従来分は、10 戸 23 筆 19,653 m²で、一括方式分は、県公社借り入れに係る使用貸借権及び賃借権設定で、6 戸・8 筆 8,313 m²が計上されています。

今回申請があった利用集積の各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。従来分は、白崎地区県営農業競争力強化基盤整備事業の農地編入分 1 件 3 筆と小迎地区県営農業競争力強化基盤整備事業の農地編入分 9 件 20 筆で、合計 10 件 23 筆の 19,653 m²となっています。

一括方式分は、新規契約 5 筆と再契約 3 筆が今回の集積計画となっています。農業経営基盤強化促進法第 18 条（第 1 項）の要件を満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 県公社借入分については、補足説明はありませんので、これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 39 号「農用地利用集積計画の決定について」につきましては、原案どおり決定する事といたします。

議 長 続きまして、議案第 40 号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 資料の 14 頁をお願いします。議案第 40 号農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について、農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 3 の規定により、意見を求められたので判断を求める、となっています。資料は 14 頁から 21 頁までです。15 頁をご覧ください。本件は、合意解約分の 1 件 1 筆 1,364 m²を解約するもので、解約の理由として、受け手の死亡によるものとなっており、解約後は、県の農業公社がそのまま保有するものです。16 頁は従来分についてです。1 番から 3 番までは、西彼町白崎郷の物件で白崎地区県営農業競争力強化基盤整備事業にかかる農地編入分 1 件 3 筆で、4 番から 23 番までは、小迎地区県営農業競争力強化基盤整備事業にかかる農地編入分 9 件 20 筆で、合計 10 件 23 筆 19,653 m²が計上されています。いずれも基盤整備地区の農

地編入に係る分で、県公社保有のままであり、借り手については、現時点で未定です。17 頁は一括方式分です。1 番は、西彼町小迎郷在住の農業者が、2 番から 5 番については西彼町中山郷在住の農業者、6 番については、大瀬戸町多以良内郷在住の農業者、7 番と 8 番は、大瀬戸町多以良内郷在住の農業者がそれぞれ借りるもので、18 頁から 21 頁にそれぞれの借り受け者の農業経営状況を記載しています。1 番はイチゴを、2 番から 5 番は露地野菜と稲作を、6 番はビワを、7 番と 8 番はみかんを栽培することです。各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。

本案は農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の要件を満たしており特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 今回、従来分については、1 番から 23 番まですべてが基盤整備事業への編入のみということで、配分がありませんので補足説明は不要です。一括分の 1 番の補足説明を 10 番委員にお願いします。

10 番 10 番委員です。先日、1 番の現地確認をいたしました。1 番の受け手家族は、イチゴの専業農家で、両親はナフコのすぐそばに、約 35 a のハウスイチゴを経営しておられます。今回の受け手はその息子さんで、選果場の裏の開地区に 25 a ほど借地をして、ハウスイチゴを営農されて今年で 3 年目になります。息子さんは学校卒業後、新規就農支援センターや琴海町のイチゴ農家で研修を受けたのち就農にいたっています。今回の分を入れますとかなり面積が広がりますが、完全に分業制をやられており、生産面については、息子さんが、農繁期に、シルバー人材の方を 3、4 名程度雇用しており、収穫や箱詰めについては、両親と共同でしておられるということでした。また、もう既に代行記帳等も取り入れる等、自分なりに自立した経営をしておられるという、しっかりした若者ですので、問題ないと思っております。以上です。

議 長 続きまして、一括分の 2 番から 5 番の補足説明を 3 番委員にお願いします。

3 番 3 番委員です。8 月 23 日に、受け手とお会いしてお話をしてみました。白似田の 2 筆の土地は、現在受け手が、アスパラのハウスと露地野菜を作っているところの隣接する畑で、地主さんから新たにここも作ってくれという依頼があり、耕作することになったというお話でした。中山の水田につきましては、従来から耕作されているところで、更新という形で、今後も頑張っていかれるということで問題ない

と思われますので、よろしくお願いします。

議 長 続きまして、一括分の 6 番から 8 番の補足説明を 14 番委員にお願いします。

1 4 番 14 番委員です。まず 6 番についてですが、8 月 23 日に現地を確認しに行きました。ここは多良外郷の平倉というところで、場所的に冬でも霜が降りないということで、ビワが植えられています。ここも数名の方の土地を借りて、基盤整備をして、ビワを植えています。受け手はビワ部会長でもあり、よく手入れもされており、問題ないと思います。次に 7 番と 8 番ですが、8 月 22 日に現地を確認しに行きました。ここは、25 年ぐらい前まで、ミカンの木が植えられていましたが、耕作者が亡くなった後、耕作はされていない状態でした。今回受け手が、今借りているところの隣ということで、ちょっと狭地直しをして、みかんを植えたいということです。以上です。よろしくお願いします。

議 長 ただ今、議案第 40 号の一括分についてそれぞれ説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

1 2 番 12 番委員です。一括分、配分、それから集積についても同じですが、事業名称が、「白崎地区県営農業競争力強化基盤整備事業」となっていますが、この事業名称はたしか法律上「水利施設等保全高度化事業」に変更しているのではないかと、と思いますが。差し支えなければ、後もって確認していただければと思います。

事務局 名称については、農村整備班に確認をしたところですが、再度確認し、後ほど報告いたします。

議 長 他に何かご意見等ございませんか。

議 長 無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第 40 号「農地中間管理事業利用配分計画（案）」に関する意見について」につきましては、原案どおり承認することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 41 号「非農地通知の対象とすることの決定につ

いて」の通常分を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

説明いたします。資料 22 頁をお願いします。議案第 41 号「非農地通知の対象とすることの決定について」を説明します。今回は通常分 2 件・2 筆・960 m²と同意書分 16 件・50 筆 21,301 m²、合計延べ 18 件・52 筆・22,261 m²について、審議をいただきたいと思います。

まずは、通常分について説明します。番号 1 番の 1 筆は西彼町平山郷の物件で、資料は 23 頁から 27 頁です。申請者は、西彼町平山郷にお住いの方です。申請地は、26 頁の字図、27 頁航空写真のとおり、道路拡幅に伴い、元々の畑の残地で 45 m²の畑です。25 頁の現況写真のとおり、畑としては使い勝手が悪く、法尻で狭小であり、現地は柿を植栽しています。26 頁の字図をご覧ください。黄色く塗られたところが今回の申請地の 1978 番 3 です。元々の地番が 1978 番地とすると、1978 番 2 が道路となり、他の地番の 1978 番 4、1978 番 5、1978 番 7、1978 番 8 は原野で、1978 番 6 は宅地となっています。以上、番号 1 番の説明とします。

続きまして番号 2 番説明を行います。22 頁をご覧ください。2 番 1 筆は、西海町丹納郷の物件です。資料は 23 頁及び 28 頁から 31 頁です。申請者は、西海町太田和郷にお住いの方です。資料 31 頁をご覧ください。航空写真ではありますが、場所は、西海町丹納郷の西海東小学校や給食センターが有る辺りです。資料 29 頁の現況写真のとおり雑草や雑木等が生い茂り、山林化しており、現場を見る限り特に支障はないと判断しました。

今回申請がありました対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞き取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。事務局からの説明は以上です。

議 長

それでは、1 番の補足説明を 2 番委員をお願いします。

2 番

2 番委員です。今の物件につきまして、説明いたします。8 月 22 日の日曜日に、地元推進委員 2 人とともに現地を確認してきました。申請者は、90 歳を超えておられますが、たまたま日曜日で、隣接地にお住いの息子さんがご在宅でしたので、話を聞くことができました。高齢の母から名義を自分に変更するため、非農地申請をしたということで、説明を受けました。現場の写真を見てもらえばよく分かると思いますが、申請地は面積があまりにも狭く、生産性がない農地と言え、使い勝手が悪いと思われます。一般的な非農地の申請地に比べたら、荒れていないような印象も受けますが、お話によれば、隣接する市道の交通量が多いため、景観を考慮し、雑草を払い柿の木を植えていたということです。しかし、農地からの除外には差し支えないと思いま

すので、よろしくお願いします。

議 長 続きまして、2 番の補足説明を5 番委員にお願いします。

5 番 5 番委員です。8 月 22 日に、私と、4 番委員と、申請者の3 人で現地確認をしました。写真のとおりで、何十年も耕作されていない畑で、荒れ放題でしたので、何も問題ないと思います。申請者本人はもともと丹納の出身ですが、太田和に移り住んでからの方が長くなって、もう丹納に帰る予定はないそうです。ですので、あとを耕作する人もおらず、何も問題ないと思いますので、よろしくお願いします

議 長 ただ今、議案 41 号の通常分についてそれぞれ説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第 41 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の通常分1 番と2 番につきましては、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 41 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の同意書分を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 引き続き 32 頁からが同意書分になります。

今回は、令和 3 年度の農地パトロール（利用状況調査）において、B 分類（再生利用が困難と見込まれる荒廃農地）の判定をしている農地のうち、7 月 15 日以降 8 月 14 日までに受け付けた 16 件・50 筆 21,301 m²の非農地通知同意分を、非農地通知対象地の議案として計上しています。

説明に入ります。32 頁をご覧ください。土地の所在、地目、面積、所有者は議案書記載のとおりです。西彼町の物件は、番号 1 番から 3 番までの 3 筆です。大島町の物件は、4 番から 47 番の 44 筆、崎戸町の物件は、48 番から 50 番の 3 筆となります。資料は 35 頁・36 頁に位置図、37 頁から 40 頁に配置図、41 頁から 55 頁に航空写真を添付しています。同意対象地は、全体にわたって、利用状況調査、航空写真等で判断するところ、雑木等が茂り山林・原野化しており、特に支障は

ないと判断いたしました。

なお、農業者年金、贈与税、不動産取得税関係については事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。当月同意書分として、6件・50筆21,301㎡について審議をお願いします。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただ今、議案41号の同意書分について説明がありました。同意書分については、補足説明はありませんので、これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第41号「非農地通知の対象とすることの決定について」の同意書分1番から50番につきましては、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 以上で、議案審議は終わります。
無いようでしたら、その他皆さんから何かございませんか。

議 長 次回の総会は
日時 令和4年9月26日(月) 午後2時00分から
場所 大瀬戸コミュニティセンター 3階会議室

代 理 これをもちまして西海市農業委員会令和4年第8回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

令和 4 年 8 月 25 日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人